



みどり市外の学校などに通学する お子さまの給食費を補助します

みどり市では、子育て世帯における保護者の経済的負担を軽減し、子育て環境及び教育環境の充実を図るため、みどり市から市外に通学する児童生徒の給食費等について、補助金を交付します。

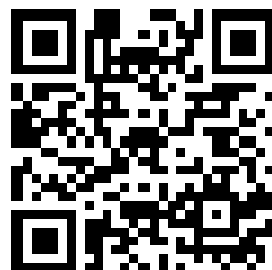
- ・補助金の名称：みどり市市外小中学校等学校給食費補助金
- ・補助対象：以下（１）～（４）のすべてに該当する児童生徒の保護者
 - （１）児童生徒及びその保護者がみどり市に現に居住していること
 - （２）児童生徒がみどり市外の小中学校、特別支援学校等に通学し、又は在学していること ※ 渡良瀬特別支援学校は市内ですが対象に入ります
 - （３）児童生徒が提供を受ける学校給食が有償であること
または通学する学校で給食の提供が行われていないこと
 - （４）補助対象者に市税(国民健康保険税を含む。)及び学校給食費の滞納がないこと
- ・補助金額：実際に支払った給食費の年額
上限額：小学生 54,320円、中学生 63,896円
※給食提供のない学校は上限額を支給
※給食に関する他の補助がある場合は差し引かれます
- ・交付の方法：みどモスPayのポイント付与による
- ・交付までの流れ：
 - 1 交付申請フォームによる交付申請（申請者→市）
 - 2 審査（市）
 - 3 交付決定（市→申請者）
 - 4 請求（申請者→市） ※令和9年3月頃
 - 5 状況確認（市）
 - 6 交付（市→申請者） ※令和9年3～4月頃
- ・申請締め切り：**令和8年11月30日（月）** 必着

・ご質問・お問合せ
みどり市大間々学校給食センター
電話：0277-46-9491
e-mail：kyuushoku@city.midori.gunma.jp

・スマホから申請書の請求ができます

右のQRコードを読み取りフォームに入力してください
確認次第郵送いたします
QRコードが読み取れない場合は、お電話ください

・交付申請は「交付申請フォーム」でできます
交付申請フォームはお送りする書類にてご案内します



資料請求フォーム